

総務委員会会議記録（第3号）

令和6年10月 2日

福島県議会

1 日時

令和6年10月 2日（水曜）

午後 3時36分 開議

午後 4時 1分 閉会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	高 宮 光 敏	副委員長	渡 辺 康 平
委員	渡 辺 義 信	委員	宮 川 えみ子
委員	古 市 三 久	委員	水 野 さちこ
委員	三 村 博 隆	委員	江 花 圭 司
委員	猪 俣 明 伸		

5 議事の経過概要

（午後 3時36分 開議）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

初めに、9月30日の人事委員会事務局の審査において提出を求めた資料を手元に配付しているので確認願う。

高宮光敏委員長

この際、「職員の給与等に関する報告・勧告の概要」について、人事委員会事務局長及び採用給与課長より発言を求められているので、順次これを許す。

人事委員会事務局長

(別紙「9月県議会定例会総務委員会人事委員会事務局長説明要旨」説明)

採用給与課長

(別紙「職員の給与等に関する報告・勧告の概要」説明)

高宮光敏委員長

人事委員会事務局の審査は既に終結しているが、ただいまの説明に関し、確認しておきたい事項があれば発言願う。

古市三久委員

通勤手当について、ガソリン価格の上昇を踏まえ今後検討するとのことだが、それでは遅いのではないか。ガソリン価格は相当前から高騰しており、それに伴い通勤手当額も上げる必要があると私は思っていた。人事委員会報告は報告として、ガソリン価格の高騰に対応した通勤手当額に見直すべきと考える。

次に、通勤手当支給限度額の引上げは、ガソリン価格の変動による通勤手当の値上げとは関係ないと理解してよいか。また、これまでは通勤時間が30分以上短縮されない場合は新幹線利用分を支給対象外としていた要件を撤廃するとのことだが、具体的にどの地域が対象となるのか。

採用給与課長

まず、通勤手当については任命権者がガソリン価格等の変動に応じて手当を見直している。委員指摘のとおり、ガソリン価格は近年高騰が続いているため、人事委員会では毎年ガソリン価格の変動に合わせた見直しを行うべきとの報告を行っている。

次に、通勤手当支給限度額の引上げについては、給与制度のアップデートのための改正の一環として、長距離通勤等を行う職員に配慮して支給限度額を引き上げるもので、ガソリン価格の変動によるものとは別に見直しを行うものである。

次に、新幹線利用に当たっては30分以上の通勤時間短縮が手当の支給要件の1つとなっていたため、場所ではなく実態に応じて支給対象としていたものである。

古市三久委員

新幹線通勤手当について、拡大した具体的な対象地域はどこか。

採用給与課長

新幹線の利用について特に対象地域を限定していないが、在来線を利用した場合より30分以上通勤時間が短縮される場合は通勤手当として新幹線の利用を認める取

扱いをしてきた。具体的には、福島市から郡山市や白河市への通勤、あるいは仙台市から福島市への通勤などが対象になると思う。今回は通勤時間の30分以上短縮という要件を廃止し、30分以上短縮されなくても支給対象とする見直しを行った。

古市三久委員

理解した。ガソリン価格の高騰等による通勤手当の見直しについては、ガソリン価格の変動に伴い毎年見直されていたのか。

採用給与課長

先ほど述べたとおり、ガソリン価格の高騰が続いている状況を踏まえ、これまで人事委員会報告として10年以上毎年継続して報告してきたところである。昨年の報告を踏まえた対応として、任命権者が通勤手当の引上げを行っており、具体的には、通勤距離に応じて、100～2,700円を引き上げた。

古市三久委員

昨年は任命権者が通勤手当を引き上げたが、また今年も同様の報告を出したということか。

採用給与課長

そのとおりである。

古市三久委員

人事委員会としては、報告内容が反映されているか検証し、検証結果をまとめていくとのことによいか。

採用給与課長

今回の報告を受けて任命権者が検討し手当額を引き上げると判断した場合は、条例改正等の手続を踏むこととなる。条例では支給限度額を定めており、具体的な支給金額は人事委員会所管の規則で改めて定めるため、当然引上げの事実は人事委員会として把握している。

古市三久委員

昨年の手当額引上げに係る条例改正はあったのか。私が議員になってからはなかったということか。

採用給与課長

昨年12月定例会で任命権者が条例改正を上程し、議決を受けている。それを踏まえ、昨年度中に規則も改正した。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で説明を終わる。

暫時休憩する。

(午後 3時54分 休憩)

(午後 3時55分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

(新任者自己紹介)

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより、本委員会に付託された知事提出議案2件を一括議題とする。

既に、付託された議案の審査が終了し、他の委員会の採決も終了しているので、
これより議案の採決に入って異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、議案の採決を行う。

初めに、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第1号のうち本委員会所管分及び同第30号のうち本委員会所管分、
以上2件は、一括原案のとおり可決または承認すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。よって、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件は、

いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とする。

先日の方向づけ等を踏まえ諮る。

初めに、議員提出議案第47号は、原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。よって、議員提出議案第47号は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、議員提出議案第49号については、先日の委員会において、可決、否決と意見が分かれたので、直ちに採決する。

お諮りする。

議員提出議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、議員提出議案第49号は、否決すべきものと決定した。

次に、議員提出議案第48号については、先日の委員会において、可決、否決、継続と意見が分かれたので、まず、継続審査について諮る。

議員提出議案第48号は、継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、議員提出議案第48号は、採決する。

お諮りする。

議員提出議案第48号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、議員提出議案第48号は、否決すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された請願4件を一括議題とする。

初めに、新規請願28号及び同29号、以上2件については、先ほど否決すべきものと決定した議員提出議案第48号及び同第49号とそれぞれ関連する請願である。

お諮りする。

新規請願28号及び同29号、以上2件は、一括採択すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、新規請願28号外1件は、いずれも不採択とすべきものと決定した。

次に、継続請願11号及び同12号、以上2件については、先日の委員会において、採択、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

継続請願11号及び同12号、以上2件は、一括継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立多数。よって、継続請願11号外1件は、いずれも継続審査すべきものと決定した。

次に、議会閉会中の継続調査事件について諮る。

- 地方分権・行財政改革の推進について
- 市町村の振興について
- 私学振興対策について
- 公立大学法人の整備充実について
- 危機管理対策について
- 入札制度改革について
- 県政の広報広聴について

以上の7件については、なお慎重に調査する必要があると認められるため、閉会中もなお継続調査することとし、この旨議長に申し出ることとして異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

なお、委員長報告の作成については委員長に一任願う。

以上で、全部の議事を終了した。

これをもって、9月定例会における総務委員会を閉会する。

(午後 4時 1分 閉会)